

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2026 MAR (Vol.106)

CONTENTS

海外拠点ニュース シンガポールにおける教育制度	2
株式会社中国銀行 シンガポール支店	
新興国ニュース 第106回 海外最新ビジネス情報	5
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：スタンプデューティーの自主開示プログラム.....	8
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
年末調整で終わりじゃない？ 駐在員が直面するインドネシア確定申告のリアル	10
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
タイ会計税務関連最新情報アップデート	12
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
2026年香港の旧正月：人気撮影スポット・イベント・観光動向まとめ.....	14
香港マイツビジネスコンサルティング	
中国：2026年1月施行「増値税法実施条例」の解説（第1回）	16
～日本本社・現地法人に関係の深いクロスボーダー取引を中心に解説～	
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行
 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
 TEL:086-234-6539
 香港支店
 シンガポール支店
 ニューヨーク駐在員事務所
 上海駐在員事務所
 バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
 cbk_sgrep@fr-chugin.jp
 cbk_ny@fr-chugin.jp
 cbk_sh@fr-chugin.jp
 cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
 お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

シンガポールにおける教育制度

株式会社中国銀行 シンガポール支店

人口約 600 万人、国土が狭い国でありながら、国際学力調査や大学ランキングで常に世界上位に名を連ねるシンガポール。その背景には、国家レベルでの教育戦略があります。今回はシンガポールの教育制度についてお伝えします。

1. 教育制度の概要と世界ランキング

シンガポールは国際的な学力調査で常に世界上位に位置する「教育立国」として知られています。特に OECD（経済協力開発機構）が実施する PISA（学習到達度調査）※12022 の結果では、数学・科学・読解力の 3 分野すべてで世界 1 位となりました。

また、2026 年度の QS 世界大学ランキング※2では、シンガポール国立大学が世界 8 位、南洋理工大学が世界 12 位と、アジアのみならず世界トップクラスの評価を受けています。教育制度は就学前教育であるプレスクール（3～6 歳）から始まり、英語と母語（中国語・マレー語・タミル語）による二言語教育が基本です。

その後、6 年間の小学校（義務教育）を経て、中学校へ進学します。

中学校は 4～5 年制で、卒業後は大学進学を目指す 2 年制ジュニアカレッジ、専門教育を行う 3 年制ポリテクニクなどの進路があります。

<PISA2022>

順位	数学的リテラシー	平均得点	読解力	平均得点	科学的リテラシー	平均得点
1	シンガポール	575	シンガポール	543	シンガポール	561
2	マカオ	552	アイルランド	516	日本	547
3	台湾	547	日本	516	マカオ	543
4	香港	540	韓国	515	台湾	537
5	日本	536	台湾	515	韓国	528
6	韓国	527	エストニア	511	エストニア	526
7	エストニア	510	マカオ	510	香港	520
8	スイス	508	カナダ	507	カナダ	515
9	カナダ	497	アメリカ	504	フィンランド	511
10	オランダ	493	ニュージーランド	501	オーストラリア	507

※1 PISA（Programme for International Student Assessment）：OECD が 3 年ごとに実施する 15 歳を対象とした国際学力調査。

<QS 世界大学ランキング>

順位	国	大学名	点数
1	アメリカ	マサチューセッツ工科大学	100
2	イギリス	インペリアル・カレッジ・ロンドン	99.4
3	アメリカ	スタンフォード大学	98.9
4	イギリス	オックスフォード大学	97.9
5	アメリカ	ハーバード大学	97.7
6	イギリス	ケンブリッジ大学	97.2
7	スイス	スイス連邦工科大学チューリッヒ校	96.7
8	シンガポール	シンガポール国立大学	95.9
9	イギリス	ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン	95.8
10	アメリカ	カルフォルニア工科大学	94.3
11	香港	香港大学	94.2
12	シンガポール	南洋理工大學	93.7
36	日本	東京大学	85.5

※2 QS 世界大学ランキング：英国の大学評価機関 QS (Quacquarelli Symonds) が毎年公表する世界大学評価。

2. 国家戦略としての教育投資

シンガポールの教育水準を支えているのは、国を挙げた重点投資です。教育予算は毎年国家予算の約 13~15%前後を占め、防衛費と並ぶ最大級の支出項目です。「人材こそ最大の資源」の理念のもと、独立後の初代首相リー・クアンユー以来、一貫して教育を国家発展の中核に据えてきました。

一方、日本の一般会計に占める文教・科学振興費の割合は概ね 5~6%程度であり、国家予算に占める比率という観点ではシンガポールの教育重視姿勢がより鮮明に見て取れます。

3. シンガポールの教育制度

シンガポール教育の大きな特徴が、小学校 6 年修了時に実施される PSLE (Primary School Leaving Examination) です。これは全国统一試験で、英語、母語、数学、理科の 4 科目が課され、その結果に基づき中学校の進学コースが決まります。選択さ

れるコースは、その後の進学ルートに影響し、最終的な大学進学の可能性にも少なからず関わするため、将来を左右する重要な節目と位置付けられています。

PSLE を起点とする進路選択制度は、能力に応じた教育を提供できる一方、競争の激しさも伴います。幼少期から塾通いが一般化するなど、教育熱の高さは社会現象ともなっています。

また、早期選抜は後からの逆転が容易ではないとの指摘もあります。私教育費の増大は家庭の経済力による格差拡大につながる可能性もあり、教育の質と公平性をいかに両立させるかが課題です。

4. 教育目的で集まる海外人材

シンガポールは教育目的で海外から多くの学生を引きつけています。大学全体で見ると留学生比率は概ね 25~30%程度とされ、特にシンガポール国立大学では約 3 割前後、南洋理工大學でも 2 割超

が外国籍学生と公表されています（東京大学の学部留学生比率は2%）。英語環境で質の高い教育が受けられること、安全で治安が良いことが魅力となり、アジア近隣国のみならず欧米からも学生が集まっています。教育を通じて優秀な人材を呼び込み、将来的な経済成長につなげる国家戦略が明確です。

5. おわりに

教育を国家戦略の根幹に据え、継続的な投資を行ってきたことが、現在の国際的評価につながっています。人材育成を長期成長戦略の柱とする姿勢は、日本にとっても多くの示唆を与えてくれます。筆者も3歳の子どもをローカルのプレスクールに通わせています。通園を開始して2年足らずですが、英語と日本語を自然に使い分ける姿や、英語で数字を数え始める様子を目にするたびに、シンガポールの国際的かつ多文化的な教育環境の効果を強く感じています。

シンガポール支店

所在地：

16 Collyer Quay, #24-01/02,

Singapore 049318

TEL： +65-6536-7757

新興国ニュース

第 106 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はカンボジア、タイ、シンガポールの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～カンボジア～

■2025 年の税収約 67.7 億米ドルを達成

カンボジア政府は 2025 年の税収総額が 約 6.77 billion USD (約 67.7 億米ドル) に達し、政府予算で定めた税収目標を 100.23%達成したと発表しました。これは国内の税務・関税当局が協調して徴収活動を強化した成果とされています。

【税収構成と活動の背景】

カンボジアの税収は主に次の 2 つの機関によって徴収されています：

- 一般税務局 (General Department of Taxation : GDT)
国内税 (法人税、所得税、付加価値税など) を担当し、約 35 億米ドル超を徴収。2024 年比でも増加しています。
- 関税・消費税総局 (General Department of Customs and Excise : GDCE)
輸入・輸出に係る関税等を徴収し、約 32 億米ドルを達成。2025 年の税収計画を大きく上回りました。

これらを合計した税収は、2025 年の政府計画をわずかに上回り、経済活動の回復と税務執行の改善を反映する結果となりました。

カンボジア政府は税収の伸びを踏まえ、社会・インフラ投資の強化や公共サービスの充実に向けた財政基盤の安定性を高めるとしており、観光や

輸出の回復、デジタル化による納税サービスの改善が税収増に寄与したと見えています。

また、財政当局は税収に依存しすぎない持続可能な財政運営を目指し、税源の多様化やコンプライアンス強化にも取り組んでいくとしています。

■カンボジアにおける外国人就労許可 (WP) と対象者について

近年、カンボジアでは外国人の就労管理を厳格化する動きが進んでおり、外国人就労許可 (Work Permit) 制度の適用範囲がより一層明確化されています。

その一環として、2023 年 12 月 28 日付で労働職業訓練省 (MLVT) が通達 No.110/23 を発出し、外国人雇用主・経営者に対する就労許可取得義務を正式に整理しています。

【外国人「雇用主」も WP 取得が必要に】

また本通達により、以下が明確に示されています。

- カンボジア法人のオーナー、代表者、取締役などであっても、現地で事業運営・管理に関与する外国人は、原則として外国人就労許可 (WP) の取得が必要
- 対象者は、パテント税登録 (Patent Certificate) に名前が記載されている外国人
- 就労許可申請は、労働省のオンラインシステム (FWCMS) を通じて行う必要あり

※提出書類には、パスポート、パテント証明書、健康診断書、写真などが求められます。

【例外：WP が不要となるケース】

一方で、以下のケースは WP 不要とされています。

- 株主または取締役であっても、カンボジアに滞在していない場合

- 滞在ビザ（Visa of Stay）を保有していない非居住者の取締役

つまり、「肩書」ではなく「実際にカンボジアで活動しているかどうか」が判断基準となります。

【日系企業への実務的インパクト】

日系企業にとって特に注意すべき点は以下の通りです。

- 「出資のみ」「名義上の代表」と認識していた外国人でも、実態として現地で経営判断や指揮を行っている場合は WP 対象
- 労働許可未取得の場合、過去分の追徴、罰金、ビザ更新への影響が生じるリスク
- 設立初期段階や駐在開始時点で、ビザと WP の整理を同時に行うことが重要

今回の通達により、カンボジアでは「外国人＝従業員だけでなく、経営者も就労管理の対象」という考え方が、より明確になりました。

そのため、カンボジア進出・拠点管理を行う企業にとっては、ビザ・WP・税務・労務を一体で管理する体制整備が、これまで以上に重要となっています。

～タイ～

■少額輸入貨物の関税免除を廃止へ-関税局

タイ関税局（Customs Department）は 2025 年 12 月に、輸入申告価格が 1,500 バーツ以下の少額貨物に対する関税免除を廃止する方針を正式に発表しました。これにより、2026 年 1 月 1 日以降、価格がわずか 1 バーツの商品であっても関税および付加価値税（VAT）の対象となります。

【背景】

これまでタイでは、1,500 バーツ以下の小口貨物は関税と VAT の免除が認められ、特に越境 EC（電子商取引）による輸入品が税負担なしで多数流入してきました。しかし、低価格輸入品が国内の中小企業や販売業者との競争を不公平なものにしているとの指摘が強まり、政府は公平な競争環境の確保や税収基盤の強化を目的として免除措置の撤廃を決定しました。

【主な変更内容（2026 年 1 月 1 日適用）】

- 対象変更前：輸入申告価格 1,500 バーツ以下の貨物は関税・VAT が免除される
- 変更後（2026 年 1 月 1 日以降）：すべての輸入貨物（1 バーツ以上）について関税および VAT が課税される

※関税率は品目ごとの HS コードに基づき算定され、VAT（7%）と合わせた課税となる

【EC プラットフォームとの連携】

関税局は Shopee、Lazada、TikTok Shop などの主要越境 EC プラットフォームと協力契約を結び、購入時点で関税・VAT を徴収する仕組みづくりを進めているとのことで、これにより、消費者がオンラインで支払い時に税金分を精算し、通関手続きがスムーズに進むよう調整中となっているようです。

【企業・消費者への影響】

- 消費者価格の上昇
これまで免税だった低価格商品にも関税・VAT が上乗せされるため、海外製品の最終販売価格が上昇する見込みです。
- 越境 EC と物流事業者の負担増
全輸入貨物が課税対象になることで、通関申告・税額計算・徴収プロセスが複雑化し、物流事業者の運用負担が増える可能性があります。

- 国内企業の競争環境改善

国内の製造業者・小売業者にとっては、低価格輸出品との価格差が縮小し、競争条件が改善される期待が示されています。

今回の措置について、越境 EC 市場の構造転換につながる重要な制度変更とみられています。輸入・販売事業者は、価格戦略や通関プロセスの見直し、税務対応体制のきょうかや消費者向け表示やコスト計算についても注意が求められる形となります。

～シンガポール～

■人材・賃金ガイドライン (NWC) 最新動向 (2025/2026)

シンガポールでは、政府・労組・雇用者団体の三者で構成される全国賃金評議会 (National Wages Council : NWC) が、毎年賃金ガイドラインを公表し、当年度の賃金改定の方向性を示しています。最新の NWC 2025/2026 ガイドラインは、適用期間を 2025 年 12 月 1 日から 2026 年 11 月 30 日とし、不透明な経済環境下においても賃金上昇を継続させつつ、生産性向上と両立させる方針を示しています。

今回のガイドラインで特に重視されているのが、低所得層 (Low-wage workers) に対する持続的な賃上げです。総月給 2,700 シンガポールドル以下の従業員を対象に、企業の業績や先行きを踏まえ、総月給の 5.5% から 7.5%、または 105~125 シンガポールドルのいずれか高い方の基本給 (built-in wage) 引上げが推奨されています。

また、2025/2026 ガイドラインでは、プラットフォーム労働者 (配車・配送サービス従事者など) を対象に含める点が明確化されました。雇用形態の多様化が進む中、賃金改善の枠組みをより幅広い

働き手に適用しようとする政府の姿勢が表れています。

制度面では、技能向上や生産性向上と連動した賃金体系である Progressive Wage Model (PWM) の継続的な推進が掲げられています。単なる賃上げにとどまらず、職務設計の見直しや従業員のスキル開発と組み合わせた対応が企業に求められています。あわせて、賃上げに伴う企業負担を軽減するため、Progressive Wage Credit Scheme (PWCS) を通じて、一定期間、政府が賃金上昇分を共同負担する仕組みも維持されています。

日系企業の実務上は、低所得層に該当する従業員の把握、基本給と変動給の設計、PWM 対象職種の確認、賃上げと業務効率化の同時実施が重要となります。NWC ガイドラインは法的拘束力を持つものではありませんが、労使関係や採用競争力にも影響を与えるため、自社の賃金方針や人材戦略を点検する上で重要な指針となります。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先：f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア：スタンプデューティーの自主開示プログラム

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- スタンプデューティーの自主開示プログラム
- 新インセンティブ

<スタンプデューティーの自主開示プログラム>

N 子：加藤さん。今回も電子請求書コンプライアンスレビューのフレームワークに関するご解説の続きですか？

加藤：それが最近立て続けに色んな事が発表されてまして、今回は電子請求書コンプライアンスレビューは出来そうにありません。

N 子：本当に色々と発表がありましたね。

加藤：はい。その中で、まずはスタンプデューティーの自主開示プログラムについて、説明させて頂きます。2026年1月28日、マレーシア内国歳入庁（IRB：Inland Revenue Board of Malaysia）は、印紙税自主開示プログラム（SD-VDP：Stamp Duty's Voluntary Disclosure Programme）に関するメディアリリースを公表しました。本プログラムの実施期間は6ヶ月間で、2026年1月1日から2026年6月30日までとなります。

N 子：これ昔、法人税とかでやったやつですね。

加藤：そうです、そうです。今吐いたら、ペナルティーは赦してやるという制度です。SD-VDP の主な内容は以下の通りです：

- 1) 実施期間は6ヶ月間、2026年1月1日から2026年6月30日まで。
- 2) 本プログラムの対象は、2023年1月1日から2025年12月31日までに作成されたものの、まだ印紙貼付の申請がされていない文書、または2026

年1月1日以前に申請はされたものの印紙税の納付がまだ完了していない文書とする。

3) SD-VDP への参加にあたっては、すべての文書を e-Duti Setem システムを通じてオンラインで印紙貼付申請を行う必要があります。マレーシア内国歳入庁（IRB）は、手動による SD-VDP 申請を認めない。

4) 2026年1月1日から2026年6月30日の期間内に印紙貼付申請および印紙税の納付が完了した場合、延滞罰金は自動的に免除される。

5) 上記期間内に SD-VDP を通じて申請・納付が完了したすべての文書については、不正行為を除き、IRB による税務調査の対象とはならない。

すべての納税義務者は、印紙未貼付ながら既に作成済みの文書について包括的な見直しを実施し、罰金全額免除の対象となるための機会として、所定の期間内に SD-VDP へ積極的に参加することが推奨されます。なお、SD-VDP の期間内に文書の申請を行ったとしても、印紙税の納付が2026年6月30日を過ぎた場合には、延滞罰金が課される点にご注意ください。

N 子：なるほど。これは自主納税申告制度に変わり、IRB が監査を開始したところ、大量に未納が見つかったからでしょうか？

加藤：そういう側面もあるかもしれませんね。または、そういう事が十分予測できるから、今のうちに自主的に吐かせて、自主開示期間終了後、本格的に監査を開始するというサインかも知れません。従来、親子間の契約書やアグリーメントについては、印紙税をきちんと払ってないケースも多くありましたが、現時点で棚卸しを行い、今のうちにきちんと対処する事が望まれますね。

<新インセンティブ>

加藤：次に新インセンティブです。

N子：ようやく出てきましたね！

加藤：そうですね。投資貿易産業省が 29 日、遂に成果ベースでの新たな投資優遇制度について詳細を発表しました。製造業は 3 月 1 日、サービス業は第 2 四半期(4~6 月)に導入予定です。

N子：はい。

加藤：現行の「1986 年投資促進法」に基づくインセンティブは、2 月末までの申請で打ち切られます(承認済みインセンティブやその条件に変更はありません)。また、新制度では「NIA スコアカード」として、経済価値創出効果、ローカル人材の育成、国内サプライチェーン強化、技術移転、持続可能性などの面から投資案件を審査し、ガイドラインに記載された要件を満たした企業にインセンティブが認められることになります。

N子：なるほど。

加藤：新インセンティブは、一定期間法人税率が優遇される「特別税率(STR)」とか、適格資本支出の一定割合を所得から控除できる「投資控除(ITA)」のいずれかを選択することになります。新規投資については、税率 0~15%(最大 15 年)の STR や、適格資本支出の 100%控除(最大 15 年)の ITA などが認められる予定です。詳細は次回ご説明致します。

N子：宜しくお願い致します。

NNA 隔週記事(出所：NNA)

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名(2020 年 11 月 時点)

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

年末調整で終わりじゃない？ 駐在員が直面するインドネシア確定申告のリアル

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）
榮 颯馬氏

インドネシアに駐在されている日本人の皆様の中には、「会社で源泉徴収されているから問題ない」とお考えの方も少なくありません。しかし、インドネシアの個人所得税制度は、日本の年末調整中心の仕組みとは大きく異なります。

特に税務上の居住者判定、海外所得の申告義務、会社負担費用の課税関係、さらには資産開示義務など、日本ではあまり意識しない論点が数多く存在します。制度を正しく理解していない場合、意図せず未申告や過少申告となるリスクもあります。

本稿では、インドネシア駐在員の個人確定申告における注意点と、インドネシア独自のルールを踏まえた実務上のポイントを整理いたします。

税務上の居住者判定

インドネシアに駐在する日本人が最初に理解すべき論点は、税務上の居住者判定です。インドネシアでは、

①12か月間に183日以上滞在した者

または

②インドネシアに居住の意思を有する者は、税務上の居住者とみなされます。

居住者に該当した場合、課税対象はインドネシア国内源泉所得だけでなく、海外所得を含む全世界所得となります。日本本社から日本口座へ支払われる給与や賞与、日本国内の不動産収入、配当等も申告対象となる可能性があります。

日本で既に課税されている場合は、日尼租税条約に基づき外国税額控除の適用を検討しますが、適切な証憑が整備されていないと控除が認められないリスクがあります。

NPWP 取得と源泉徴収の実務管理

インドネシアで就労する場合、原則として NPWP（納税者番号）の取得が必要です。NPWP を取得していない場合、源泉税率が高く適用されるなどの不利益が生じる可能性があります。

また、就労許可（KITAS）と税務登録は必ずしも自動的に連動するわけではありません。入国後しばらく税務登録が遅れるケースもあり、その間の税額計算が曖昧になることがあります。

会社が毎月 PPh21 を適切に控除していても、年次確定申告（通常3月末期限）は別途提出義務があります。「源泉徴収されている＝申告不要」ではありません。

現物給与とグロスアップの落とし穴

駐在員税務で誤解が多いのが、会社負担費用の取り扱いです。インドネシアでは、会社が従業員に代わって負担する個人所得税は、原則として従業員の課税所得に含まれます。

いわゆる Tax Equalization 制度を採用している場合でも、適切なグロスアップ計算が行われていなければ税額不足が発生する可能性があります。

また、住宅提供、社用車の私的利用、子女教育費なども、条件によっては課税対象となる場合があります。日本での取り扱いと同じとは限らない点に注意が必要です。

累進税率と近年の法改正

インドネシアの個人所得税率は累進課税であり、5%から最高 35%まで段階的に上昇します。近年の税制改正により税率区分や計算方法が変更されていますので、旧制度を前提とした処理は誤りの原因となります。

特に高額所得の駐在員の場合、最上位税率区分に該当する可能性が高く、想定以上の税負担となるケースもあります。報酬設計の段階から税負担を試算しておくことが重要です。

い。当局と同じ視点で自社のデータを俯瞰することが、リスク回避の第一歩です。

財産・負債の開示義務という独自ルール

インドネシアの年次申告では、所得だけでなく、保有資産および負債の明細を開示する必要があります。銀行預金、不動産、株式、日本国内の資産も含めて記載対象となります。

これは将来の税務調査時の重要資料となります。日本側資産を記載していない場合、後日説明が求められる可能性があります。正確な資産棚卸しが不可欠です。

帰任時の税務手続き

駐在終了時には、最終年度の確定申告に加え、NPWP の抹消手続きや税務上の出国整理が必要となる場合があります。これらを行わずに帰国すると、未申告扱いとなるリスクがあります。

企業としては、赴任時だけでなく帰任時の税務管理も含めた一貫したサポート体制を整備することが望まれます。

さいごに

インドネシアにおける駐在員の個人税務は、日本の制度とは本質的に異なります。居住者判定、海外所得、現物給与、資産開示など、多面的な論点を理解した上で対応する必要があります。

企業としても、源泉徴収実務にとどまらず、申告義務および将来リスクまで見据えた管理体制を構築することが、コンプライアンス確保と税務リスク最小化の鍵となります。

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの最新ビジネスアップデートについてお届けいたします。

タイ土地・建物税 2026年度納付期限延長

タイ政府は、洪水被害の影響およびタイ・カンボジア国境情勢への配慮から、2026年度の土地・建物税の納付期限を通常より2カ月延長することを発表しました。これにより、納税者は従来の4月末までではなく、6月末までの納付が認められます。地方自治体やバンコク都が管轄する税務当局は、被災地域や国境付近の事業者・住民への負担軽減を目的としています。

■ 制度の成り立ち

旧「土地家屋税」を廃止し、2020年から新しい「土地・建物税」が導入されました。日本の固定資産税に近い制度で、土地・建物の評価額に応じて課税されます。

■ 課税の仕組み

用途別に税率が設定され、農地・居住用・商業用・未使用地で異なります。また居住用は評価額5,000万バーツ以下は非課税、それ以上は段階的に課税されます。未使用地は高税率を課し、土地の有効利用を促す政策的意図があります。

今回の納付期限延長措置は、洪水被害を受けた地域の住民や事業者の負担を軽減する救済策であると同時に、国境情勢による物流や事業活動の停滞を考慮した柔軟な対応として位置づけられます。税制の公平性を維持しつつ社会情勢に配慮したこの措置は、土地・建物税がタイの財政基盤を支え

る重要な制度であることを改めて示すものとなりました。今後も災害や国際関係の変化に応じて、同様の調整が続く可能性があり、税制運営における機動性と社会的責任の両立が一層求められます。

大型商用 EV 投資促進のための税制優遇措置を導入

タイ歳入局は2025年12月26日付で、歳入局長告示第464号を公布しました。本告示は、2025年3月27日から12月31日までに実施された大型商用電気自動車(EV)への投資について、法人税計算上の追加損金算入を認める税制優遇措置を定めています。対象となるのは、電動バスや電動トラックなどの大型商用EVで、企業の投資負担を軽減し、導入を加速させる狙いがあります。

タイのEV市場と環境課題

タイの都市部では依然としてガソリンバスが主流であり、黒煙を排出する老朽化バスが多く、都市の大気汚染の一因となっています。そのため、乗用車EVは徐々に普及していますが、大型商用EVは導入が遅れており、政府は「EV産業を次世代成長産業」と位置づけ、税制・補助金・インフラ整備を進めています。また、バンコクなど都市部のPM2.5問題が深刻化しており、大型商用EVの導入は、公共交通の排ガス削減に直結します。

主な遅れの要因

1. 車両コストの高さ

大型商用EVは乗用車EVに比べて車両価格が数倍高くバッテリー容量が大きいいため、初期投資負担が重く、公共交通機関や物流企業が導入をためらう。

2. 充電インフラ不足

急速充電設備は都市部の乗用車向けに整備が進んでいるが、大型車両対応の充電ステーションは不足しており、バスやトラックは長距離運行が多く、

インフラ整備が遅れていることが普及の障害となっている。

3. 政策の優先順位

政府のEV普及策「EV3.0」「EV3.5」は主に乗用車EVへの補助金・関税減免に集中しているため、大型商用EVは政策支援が限定的で、最近ようやく税制優遇（追加損金算入など）が導入された段階。

4. 産業構造の課題

タイの自動車産業は長年日系メーカー中心で、商用車分野はディーゼル技術に依存している。また中国メーカーは乗用車EVで強いが、大型商用EVの現地生産・供給はまだ限定的。

5. 運用・整備体制の未整備

バス会社や物流企業にとって、整備人材・部品供給体制が未整備である。運行効率や耐久性に関する不安が残り、導入に慎重となっている。

税制優遇の意義

税制優遇の意義は、企業の投資インセンティブを強化し、法人税計算上の追加損金算入によって投資コストを税務上軽減することで企業活動を後押しするだけでなく、公共交通のEV化を促進し、電動バスの導入による都市部の環境改善に寄与する点にあります。さらに物流業界にも波及効果をもたらし、電動トラックの普及によって輸送コストの削減と環境負荷の低減を実現するなど、経済と環境の双方に持続的なメリットをもたらす政策的手段として重要な役割を果たしています。

2026年度の展望として、タイのEV市場は大きな転換期を迎える見込みとなり、政府による税制優遇や補助金政策の後押しにより、大型商用EVの導入が本格化し、企業の投資インセンティブが一層強まることが期待されています。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partnerは2004年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,
Bangkok 10110

【Mail】 info@aaph.com

【URL】 <http://www.aaph.com>

2026年香港の旧正月：人気撮影スポット・イベント・観光動向まとめ

香港マイツビジネスコンサルティング

いよいよ香港の旧正月が始まります。香港の祝日としては2月17日(火)～19日(木)の3連休で、職場によっては2月14日(土)～22日(日)の9連休となるところもあります。充実した長期休暇を過ごして、新しい一年をスタートさせましょう。

2026年は香港を訪れる中国本土からの観光客が大幅に増加すると予測されています。香港では旧正月にかけてホテルなど宿泊予約も埋まっており、香港の主要産業である観光業はコロナ禍前への回復が見込まれています。中国本土の観光客が増加した背景には、香港で花火やパレードなど旧正月イベントの開催が決定したこと、そして日本への渡航自粛も少なからず影響しているようです。香港はもともと観光インフラが整っており、観光地は清潔で便利に整備されていますが、ますます増える観光需要に更なる収容能力の向上が必要になってきました。近年はSNSで紹介され話題になった郊外のスポットなど、定番の観光地ではない場所へ観光客が押し寄せるケースも多くなり、交通アクセスの利便性向上や周辺住民の環境変化への適応が必要となっています。

例えば、すっかり有名になった鰂魚涌のモンスターマンションは、元々は一般市民が暮らす集合住宅に過ぎませんでした。映画「トランスフォーマー」のロケ地で一躍有名になりました。密集した高層の集合住宅が作り出す独特な景色は、香港の人口密度を凝縮させたような様相で、話題になると観光客からプロの写真家まで様々な人が押しかけました。2018年頃のピーク時には住民以外の立ち入りが禁止になるほどでしたが、コロナ後に

は観光客の訪問が再び許可されるようになりました。ドローンでの撮影は禁止されています。

同様の集合住宅では彩虹邨(チョイホンマンション)も、カラフルな外壁が有名で、屋上のバスケットボールコートとの対比がフォトジェニックなことから有名になりました。しかしこの彩虹邨は建物の老朽化から、取り壊しと建て替えが予定されており、現在まさに住民が移り住むための公営住宅を準備しているところです。取り壊される前に一目見ておきたいと多くの観光客が写真を撮りに訪れています。

MTR 牛頭角駅から徒歩5分ほどの場所にある偉業街行人天橋(Wai Yip Pedestrian Bridge)は、映画「恋の紫煙(原題:志明與春嬌)」で使われて人気となったMTRの車輛のような形をした、一風変わった歩道橋があります。高度成長期に建てられたレトロで可愛い形に、映画を見た多くの人がわざわざ足を運んで写真を撮りに集まってきました。

西貢エリアにある小さな廃墟の島、鹽田梓(Yim Tin Tsai)は、近年アートの島として注目されています。この島では木彫りの彫刻、カラフルな鳥小屋の塔など様々なアート作品が見られます。もともと客家族のカトリックの村で、その歴史は長く、島の名の通り塩田でした。教会など文化遺産があり近年はアートフェスタが開催されるなど、インスタ映えする写真が撮れる秘境スポットとして人気が高まっています。

そもそも香港映画は香港内のあちこちで撮影されているので、いわば街全体がロケ地と言えます。香港はどんな日常の景色も、写真に収めればフォトジェニックに映る不思議な街です。

また、香港の旧正月に見られる獅子舞についてもご紹介しておきましょう。この時期ショッピングモールやレストランの入り口など、あちこちで獅子舞のパフォーマンスを見ることができます。香港の獅子舞は長い歴史を持つ伝統芸能で、演者は獅子の衣装を身にまとい、銅鑼と太鼓とシンバルの音に合わせて踊ります。獅子は古来より勇気と力強さの象徴で、獅子舞は邪悪な霊を追い払い、幸運をもたらすと言われていています。獅子舞には2通りのスタイルがあるのをご存じでしょうか。「北獅子」は本物の獅子に似せた、よりアクロバティックな投げ技や回転技が特徴で、「南獅子」は様式化された力強い動きと表情に重点を置いています。香港では広東省発祥の「南獅子」が主流です。「南獅子」は広東省で明～清の時代に発展しました。武術色が強いことから分かるように、香港で獅子舞を運営している団体はほとんどがカンフー武術道場です。子どもや女性のクラスもあり、今やスポーツとしての面も持ち合わせています。2人の演者で1頭の獅子を操り、獅子は様々な動きを見せます。獅子は眠りから目覚め、周囲を見渡し、驚き、喜び、怒りの表情を見せます。様々な動きの中でも、高い柱の上を飛び移る「梅花椿」というパフォーマンスはアクロバティックな技で、観客も思わず歓声を上げるほどの迫力です。「梅春椿」には国際大会まであり香港は当然ながらトップレベルの技術を誇示しています。よく見かける、獅子がレタスを食べて吐き出すような動きは「採青」と言って、金運アップを意味します。旧正月のみならず店舗の開店祝いなどでも、商売繁盛を願って行われる儀式です。もし遠くから賑やかなお囃子が聞こえてきたら、是非とも近くまで行って獅子舞をよく見てみましょう。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,

Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

中国: 2026年1月施行「増値税法実施条例」
の解説 (第1回)
～日本本社・現地法人に関係の深い
クロスボーダー取引を中心に解説～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2026年1月1日施行の増値税法ⁱに伴い、増値税法実施条例ⁱⁱ (以下“本実施条例”と表記) が 2025年12月25日付け公布・2026年1月1日付けにて施行されました。

本実施条例は、(1993年12月公布の「増値税暫定施行条例」を暫定法ではなく恒久法化した) 増値税法と同様に、建付けこそ増値税暫定施行条例実施細則 (以下“旧実施細則”) ⁱⁱⁱの継承的な規定です。しかし、旧実施細則は営業税と増値税を統合する“營改増”改革の2016年5月全面適用によって、実務的には財税「2016」36号^{iv}等による現行制度に上書きされています。従い、実務面での影響を分析するとすれば、寧ろ、財税「2016」36号等との比較が必要となります。

本実施条例は、現行制度を踏まえた増値税法の補充規定であり、現行制度との実質的な乖離は無いものの、財税「2016」36号を始めとした各種の政策性規定を統合すると共に、規定の整理や詳細化を図っています。

また、仕入税額控除の厳格化など一部項目は、今後の実務にも影響を与え得るものです。従い、本実施条例の理解を深める為に、複数回に分けて解説を行い、本稿は、その初回となります。

1. 本実施条例の概要

本実施条例は、6章・54条から構成されています。尚、意見聴取稿から3条が統合・削除されましたが、大幅な改変はありません。

2. 重要項目の解説

➤ クロスボーダー取引 (ゼロ税率 vs 免税)

増値税では輸入取引に加えて、役務・無形資産取引の販売側、購入側のいずれかが中国国内にいれば原則、課税対象取引となります。すなわち、**日本企業など海外事業者が中国企業に役務提供する際にも、提供役務が中国国内で費消される限り、課税取引**となる点が、日本の消費税とは大きく異なります^v。

また、本実施条例においても、ゼロ税率=対応する仕入税額控除・還付が可能、免税=仕入税額控除が不可との、従来からの建付けは変わりません。

(従い、日本の輸出取引“免税”^{vi}は、中国では“ゼロ税率”に相当します。)

この為、**跨境 (クロスボーダー) 取引において、輸出貨物、跨境での役務・無形資産の提供でのゼロ税率か免税かの適用範囲の明確化が非常に重要**です。

但し、本条例と財税「2016」36号 (付属文書4) では建付けが異なり、留意が必要です。財税「2016」36号では、クロスボーダー取引におけるゼロ税率と免税の適用項目を、それぞれ列挙しています。一方、本実施条例では、ゼロ税率では以下の通り、**詳細な列挙**が図られていますが、免税項目は特段

本稿と共に、既往 JP マイツ通信の以下等を併せてご参照ください。

- **【2023年11月】増値税草案 (第二稿) と現行制度や日本の消費税との違いを説明**
- **【2023年5月】中国の増値税制度と消費税インボイス制度を比較!**
- **【2025年2月】増値税法が公布: 暫定条例、草案、現行制度や日本の消費税との違いを説明**
(マイツグループ ニュースレターURL: <https://myts.co.jp/category/newsletter/jp-myts/>)

の列挙が無く、現時点ではその具体的範囲は財税36号等を準用する形です。

【ゼロ税率の適用範囲】

輸出貨物 (第8条)	税関申告し実際に国境を離れ、国外単位或いは個人に販売される貨物、及び国務院が規定する輸出と看做される貨物を指す。
クロスボーダー 役務 ・ 無形資産の提供 (第9条)	国内単位或いは個人がクロスボーダーで以下の役務・無形資産を販売する場合、税率をゼロとする。 (一) <u>国外単位に対し販売し、国外で完全に費消される</u> 研究開発サービス、エネルギー管理契約サービス、デザインサービス、放送・映画・テレビ番組制作・配給サービス、ソフトウェアサービス、回路設計・テストサービス、情報システムサービス、ビジネスプロセス管理サービス、オフショア・サービス・アウトソーシング業務。 (二) <u>国外単位に対して譲渡され、国外で完全に使用される</u> 技術。 (三) 国際運輸サービス、宇宙運輸サービス、対外修理・補修サービス。

また、上表の通り、(対応する仕入れ税額控除が可能な)ゼロ税率の適用を受ける為には、提供役務や使用技術が国外で完全に費消・使用される点が、強調されており、留意が必要です。

➤ ゼロ税率を適用時の仕入れ税額控除

一方、輸出やクロスボーダー役務時にゼロ税率を適用された場合の対応する仕入れ税額の控除の手続きは、実務的にも、下表の通り、従来と同様です。

ゼロ税率 (第47条)	➤ 納税者の貨物輸出、或いはクロスボーダー役務・無形資産の販売により増値税法第33条の規定に基づき輸出還付(免税)の申告手続きを行う場合は、「免除・控除・還付」方式或いは「免除・還付」方式により還付(免税)額を計算し、還付(免税)の手続きを行う。 *以下“還付(免除)”を“還付”と表記
----------------	--

また、以下の状況において、本来、ゼロ税率=対応する仕入れ税額控除・還付が可能であっても増値税の納付を求めています。

- ① 納税者が還付方法或いは増値税免税を適用する輸出業務は、規定の期限までに申告が必要。期限経過後も申告しない場合は、規定に従い国内向け販売とみなされ、増値税を納付する。(第48条)
- ② 納税者が還付の適用対象となる輸出業務について、還付を放棄し、増値税免税或いは増値税納付を選択可能。還付を放棄した日の翌月から、当該還付対象となる輸出業務は、増値税免税か、或いは規定に基づき増値税を納付する。(第49条)

留意点として、上記①において納税者が委託方式での貨物輸出において、委託代理輸出の手続きを行う場合、委託者が輸出還付、増値税免税或いは増値税納付の申告手続きを行い、委託代理輸出の手続きを行わない場合は、輸出貨物の発送人(販売者)が規定に基づき増値税を申告納付します。

また、上記②の還付或いは増値税免税を放棄した輸出業務については、36 か月間、再度還付或いは増値税免税の適用が不可となっています。

3. 留意事項

本実施条例は、財税「2016」36号及びその他関連規定を、整理・統合した規定ですが、今後、クロスボーダー取引における免税項目の詳細化や、ゼロ税率の適用における更なる補充規定が公布される可能性もあります。

また、本稿では、増値税のゼロ税率と免税適用に絞り解説しましたが、仕入税額控除政策の厳格化や混合取引にかかる納税対応など、他の重要項目も散見されるなど、次回も本実施条例の解説を行います。

-
- i 原文 URL: [中华人民共和国增值税法](#) | [中国政府网](#)
 - ii 原文 URL: [中华人民共和国增值税法实施条例](#) | [税务总局](#) | [中国政府网](#)
 - iii 原文 URL: [国家税务总局政策法规库](#)
 - iv 原文 URL: [财政部 税务总局关于全面推开营业税改征增值税试点的通知](#) | [2016年第19号国务院公报](#) | [中国政府网](#)
 - v 増値税法(第4条)、本実施条例(第4条)等を、併せて参照されたい。
 - vi URL: [No.6551 輸出取引の免税](#) | [国税庁](#)

マイツグループ

日本国内に3拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に10拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。